令和4年 労働災害発生状況 (休業4日以上)

h-mi						対前年(R3年)同期			対基準年同期(13次防)		
年別 業種	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R3年	増減 数	増減率	H29年	増減 数	増減率
製造業	(1) 148	149	137	138	(1) 126	138	-12	- 8.7%	(1) 163	-37	- 22.7%
食料品	52	45	50	42	39	42	-3	- 7.1%	(1) 67	-28	- 41.8%
繊維工業	1	0	0	0	0	0					
衣服・その他繊維工業		1	0	2	0	2	-2	ł			
木材·木製品	6	2	8	2	1	2	-1		9		- 88.9%
家具•装備品	5	5	4	1	5	1		+ 400.0%	4	+1	+ 25.0%
パルプ・紙・紙加工品	4	4	4	6	7	6		- 50.0%	5	-2	- 40.0%
印刷·製本業 化学工業	7 8	5 7	1 8	6	10	6		+ 250.0% + 66.7%	3	+3	
11.子上来 	0	6	3	6	2	6	+4	+ 66.7% - 66.7%	4	+ 7	+ 233.3% - 50.0%
大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	(1) 5	1	1	3	$\frac{2}{0}$	3		- 100.0%	5		- 100.0%
非鉄金属	1	3	2	$\frac{3}{0}$	3	$\frac{3}{0}$	+3	- 100.070	2	+1	+ 50.0%
金属製品	15	34	24	26	23	26	-3	- 11.5%	$\frac{20}{20}$		+ 15.0%
一般機械器具	9	14	10	8	5	8	-3	- 37.5%	12	-7	- 58.3%
電気機械器具	3	5	3	10	3	10	-7	- 70.0%	3	±0	±0%
輸送用機械等	5	5	6	5	6	5	+1	+ 20.0%	5	+1	+ 20.0%
電気・ガス・水道業		2	1	2	2	2	±0	±0%	1	+1	+ 100.0%
その他の製造業	26	10	12	17	(1) 17	17	±0	±0%	19	-2	- 10.5%
鉱業	0	0	0	0	0	0			0		
土石採取業		0	0	0	0	0					
建設業	(2) 88	88	97	(1) 122	(1) 108	(1) 122	-14	- 11.5%	(1) 80	+28	+ 35.0%
土木工事業	19	14	23	(1) 25	(1) 30	(1) 25	+5	+ 20.0%	16	+14	+ 87.5%
建築工事業	(2) 57	56	60	73	63	73	-10	- 13.7%	(1) 55	+8	+ 14.5%
)) (C)(1)	(1) 26	25	21	18	20	18	+2	+ 11.1%	28	-8	- 28.6%
その他の建設業	12	18	14	24	15	24	-9	- 37.5%	9	+6	+ 66.7%
運輸交通業	119	107	(1) 99	178	(1) 119	178	-59	- 33.1%	(1) 90	+29	+ 32.2%
道路旅客運送業	11	9		7		7		+ 14.3%	9		- 11.1%
道路貨物運送業	102	95	(1) 93	168	(1) 107	168	-61	- 36.3%	(1) 80		+ 33.8%
貨物取扱業	3	1	1	2	3	2	+1	+ 50.0%	2	+1	+ 50.0%
港湾運送業	1	1	1	1	2	1	+1	+ 100.0%	2	±0	±0%
農林業	5	(1) 3	0	5	4	5	-1	- 20.0%	3	+1	+ 33.3%
畜産・水産業(厩舎を含む)	0	2	0	0	0	0			0		
その他の事業	399	(2) 371	346	(3) 496	1,038	(3) 496	+542	+ 109.3%	368	+670	+ 182.1%
卸売業	24	29	20	23	23	23	±0	±0%	23	±0	±0%
小売業	138	106	108	160	140	160	-20	- 12.5%	113		+ 23.9%
うち新聞販売業	49	30	29	33	29	33	-4		49		- 40.8%
社会福祉施設	55	47	69	83	464	83			45		+ 931.1%
飲食店	28	30	26	37	30	37	-7	- 18.9%	34		- 11.8%
旅館業	6	10	5	5	5	5	±0	±0%	4		+ 25.0%
清掃・と畜業	61	(1) 42	38		49	(2) 47	+2		64		- 23.4%
うちビルメンテナンス業 警備業	36	16	22		24	(1) 26	<u>-2</u>	- 7.7% - 35.7%	33		- 27.3% 00/
音畑栗 上記以外のその他の事業	10 77	(1) 94	73	(1) 14	318	(1) 14	-5 +191			_	±0% + 318.4%
総計			(1) 680			(4) 941	+457		(3) 706		
※休業4日以上の労働者死傷病						到コロナが					

※休業4日以上の労働者死傷病報告及び死亡災害報告を基に集計 ※()内の数字は死亡災害の発生件数を表す

ST⊜P!転倒災害

3つの転倒矛防

オットット

転倒による労働災害は最も多く、全体の約25% 転倒によるケガの約6割が休業1か月以上のケガです!!

- 作業場所の整理整頓
- 2 作業場所の **清掃**
- 毎日の運動







▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか?







厚生労働省では「STOP!転倒災害プロジェクト」を推進しています。 具体的な対策はこちらをチェック!





STOP! 転倒



あなたの職場は大丈夫?

転倒の危険をチェックしてみましょう!

チェック項目				
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか			
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、 その都度取り除いていますか			
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明る さ(照度)が確保されていますか			
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを 選んでいますか			
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知し ていますか			
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を 促す標識をつけていますか			
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを 禁止していますか			
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れて いますか			
9	転倒を予防するための教育を行っていますか			

チェックの結果は、いかがでしたか?

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう!

労働者、 雇用主の 皆さまノ

はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう!

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用 する場合が多いのではないでしょうか。しかし、**過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な** 災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

ポイント

はしごや脚立に関する**災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、** 想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用しましょう。

······· P 2 参照

ポイント

はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる

床面の広いローリングタワー(移動式足場)や作業台などの使用を検討しましょう。

ポイント

はしごや脚立を使用する際は、高さ1m未満の場所での作業であっても

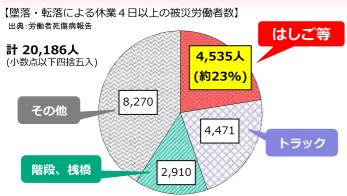
<u>墜落時保護用のヘルメットを着用</u>して、頭部の負傷を防ぎましょう。

·· **>>>** P 4 参照

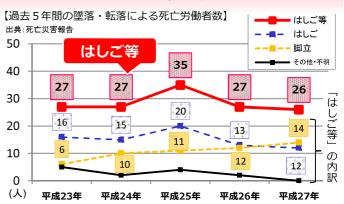
統計資料 「はしご等」に関する災害(死傷および死亡)

※「はしご等」: はしご、脚立、作業台など

①「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い (平成23年~27年5年平均)



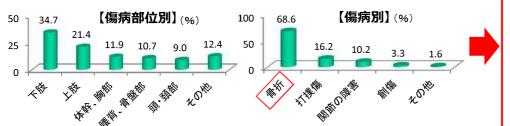
② 毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの 墜落・転落により亡くなっている



参考:労働安全衛生総合研究所による調査分析より

脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件 (全数の25.5%)を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件(うち墜落・転落災害 は約86%)であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



参考:「菅間敦,大西明宏,脚立に起因する労働災害の分析,労働安全衛生研究, Vol.8, No. 2, pp. 91-98, 労働安全衛生総合研究所,2015年」

グラフからわかること

【傷病部位別】

下肢と上肢で、全体の 半数以上を占めている。

【傷病別】

骨折が全体の約3分の

2を占め、重篤な災害 につながりやすい。



享生労働省∙都道府県労働局∙労働基準監督署

典型的な災害発生原因(墜落・転落死亡災害例)

出典:職場のあんぜんサイト(厚生労働省)

はしご

HŁD 寸

No. 1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】はしごから身を乗り 出して作業したところ、バ ランスを崩して墜落した。

ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択 する前により安全な代 替策を検討する。



脚立の天板に乗りバランスを崩す No. 1

【事例】脚立の天板に乗って作 業したところ、バランスを崩 して背中から墜落した。

ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバラン スを崩しやすいので禁止。よ り安全な代替策を検討する。



No.2 はしごが転位する

【事例】はしごを使って降りよう としたところ、はしご脚部下端 の滑り止めが剥がれており、 はしごが滑ってそのまま

ワンポイント対策例

墜落した。

はしごの上端または下 端をしっかり固定す

また、滑り止め箇所の 点検を怠らない。

No. 2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで 乗った状態で蛍光灯の交 換作業をしていたとこ ろ、バランスを崩し階段 に墜落した。



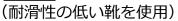
ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全 な作業方法を考えること。

なお、脚立にまたがっての作業は一旦バランス が崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。 脚立の片側を使って作業すると、3点支持(※) がとりやすい。

No.3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】はしごが水で濡 れていたため、足元が 滑って墜落した。



ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。 耐滑性の高い靴(と手袋)を使用する。

荷物を持ちながらバランスを崩す No. 3

【事例】手に荷物を持っ て脚立を降りようとした ところ、足元がよろけて 背中から墜落した。



ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかり保持するよう、昇降 時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。

(※) 3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により 身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける 場合も、両足と併せて3点支持になる。

ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討!

以下の2点について検討してみましょう

- □ はしごや脚立の使用自体を避けられないですか?
- □ 墜落の危険性が相対的に低い<u>ローリングタワー</u> <u>(移動式足場)、可搬式作業台、手すり付き脚</u> 立、高所作業車などに変更できないですか? (※)

(※)足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置(手すり等)を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



充分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、 はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

移動はしごの安全使用のポイント

- □ はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか (固定できない場合、別の者が下で支えているか)
- □ 足元に、滑り止め(転位防止措置)をしているか
- □ はしごの上端を上端床から60㎝以上突出しているか
- □ はしごの立て掛け角度は75度程度か。



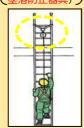
こういった後付けの安全器具もあります

【はしご支持・手摺金具】【はしご足元安定金具】

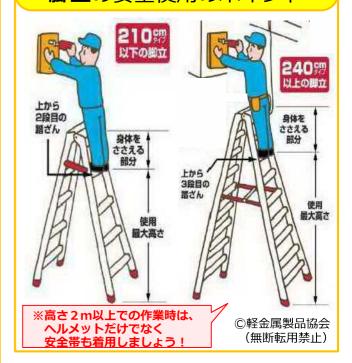








脚立の安全使用のポイント



「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立(安衛則第528条)

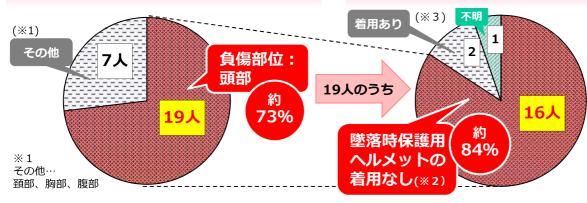
- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、 折りたたみ式のものは、角度を確実に保つ ための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

必ず墜落時保護用のヘルメットを着用して下さい ポイント3

頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落時保護用のヘルメット を着用していませんでした(平成27年集計)出典:災害調査復命書

①「はしご等」からの墜落・転落死亡災害に おける負傷部位【平成27年分(26人)】

② 墜落時保護用ヘルメットの有無 【頭部負傷の場合のみ集計(19人)】



※2…①あご紐 の着用が不十分 で墜落中にヘル メットが外れた 場合、②飛来・ 落下物用のみの ヘルメットを着 用していた場合 を含む。

※3…着用あり のケースでは、 墜落高さがいず れも4mを超え ている。

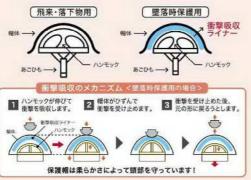
ヘルメットの すぐれた効果

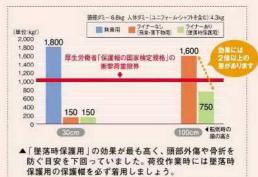
引用:パンフレット「陸上貨物運送 事業における重大な労働災害 を防ぐためには」P12

保護帽の効果を知ってください!

保護帽(ヘルメット)とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言い ます。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収 ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部に かかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では 効果が不十分なことが分かりました。





■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。 協力:一般社団法人日本ヘルメット工業会 (JHMA) http://japan-helmet.com、株式会社谷沢製作所

ヘルメットの 着用ポイント

引用:パンフレット「陸上貨物運送 事業における重大な労働災害 を防ぐためには」 P 3

必ず保護帽を着用!

0

特に1と3を忘れずに! (死亡災害時によく見られた、 忘れやすいポイントです)

5 つのポイント

- 1 「墜落時保護用」を 使用すること
- 2 傾けずに被ること
- あご紐をしっかりと、 確実に締めること
- 破損したものは 使わないこと
- 耐用年数を守ること

要チェック!

ヘルメット内側に貼られてい る「国家検定合格標章」等に 用途が書かれています!

ごヒモと耳ヒモの接続部分 を留め具等で固定すると、墜 落時の衝撃でヘルメットが着 脱しにくくなります!

このリーフレットについ て、詳しくは最寄りの都 道府県労働局、労働基準 監督署にお問い合わせく ださい。 (H29.3)